

建設工事における等級別登録制度（ランク制）Q & A

Q 1 本制度を導入する目的や背景は？

A 1 公共工事の入札について、昨今の社会情勢下では地域の実情を踏まえた社会性などを加味して発注する自治体が増えています。
また、併せて、工物品質の高い業者を適切に評価することで「建設業会の健全な競争や発展に繋がる」という考えのもと、本制度を導入することとなりました。

Q 2 制度の試行にあたり、何をいつまでに申請すればいいのですか？

A 2 具体的には、以下の3つの申請となります。

発注者別評価のうち協力雇用主の点数を希望する場合

申請期間：令和4年11月1日から12月31日まで

申請書類：協力雇用主登録に関する証明書

工事成績と除排雪契約の点数については福井市で加点するため、申請の必要はありません。

残留措置を希望する場合（別紙「残留措置基準」参照）

申請期間：令和5年2月1日から4月28日まで

申請書類：残留措置適用申請書

登録工種の追加を希望する場合

令和5年5月1日より、建設業許可を取得してから3年以上経過していない工種でも名簿に登録ができます。ただし、登録には経営事項審査(以下「経審」という。)の平均完工高が500万円以上必要です。

申請期間：令和5年2月1日から4月28日まで

申請書類：変更届（入札参加資格申請書記載事項変更届）、経審の写し

【注意事項】

- ・ ~ の申請について、窓口の場合は市の休日(土・日・祝日及び12月29日~31日)は受付できません。平日の8時30分から17時までにご持参ください。
- ・ 郵送の場合は、当該提出期間内の消印があるものに限り、受け付けます。

Q 3 Q 2のいずれも希望しない場合は？

A 3 特に申請の必要はありません。現在の登録情報()及び発注者別評価点を基に格付けを行い、令和5・6年度名簿に登録されます。ただし、これまで1年に一度申

請していただいていた「福井市建設工事競争入札参加資格審査申請」については、名簿の有効期限が2023/4/30までとなっている事業者様のみ、これまで通りの申請をしてください。名簿の有効期限が2023/5/1以降の事業者様は、申請の必要はありません。(名簿については「入札の広場」に掲載しています。)

経審の審査基準日が令和3年10月1日～令和4年9月30日となっているもの

Q 4 令和5・6年度名簿適用期間(令和5年5月1日～令和7年4月30日)の間に、経審の更新により総合評定値や完工高が変わった場合の取り扱いは？

A 4 令和5・6年度名簿は原則2年間固定となります。この間、総合評定値や完工高が更新により変わった場合であっても、等級が変わることはありません。また、その場合の申請についても不要です。

Q 5 令和4年4月1日から令和4年9月30日の工事成績はいつ公表されますか？

A 5 令和4年4月1日から令和4年9月30日までに完成検査を終えた工事成績については、令和5年1月に公表する予定です。

Q 6 自社の等級を確認したい。

Q 6 令和5年2月1日に仮名簿の公表を予定しています。経審は事業者様の決算月に基づき随時更新されるため、令和5年3月と4月にも最新の経審に基づく仮名簿を公表する予定です。なお、仮名簿の等級は**残留措置を適用しない場合**の等級となりますのでご注意ください。

仮名簿に対し残留措置を適用した「令和5・6年度名簿」は令和5年5月1日に福井市ホームページ(入札の広場)での公表を予定しています。

残留措置については、別紙「残留措置基準」をご確認ください。

Q 7 令和5・6年度名簿を適用するときまでの発注方法は。

Q 7 令和5・6年度名簿の適用は令和5年5月1日からとなりますので、それまでの発注方法については、従来通りとなります。令和5年5月1日以降に公告もしくは指名通知する案件から、等級別登録制度に基づく発注となります。